

令和7年度千葉ブランド水産物の認定申請について

1 千葉ブランド水産物認定制度の目的

全国に誇れる県産品を「千葉ブランド水産物」として認定し、重点的にPRすることにより、「千葉のさかな」全体のイメージアップを図り、消費拡大、魚価向上につなげる。

2 申請受付

(1) 申請受付期間

令和7年6月2日（月）から6月20日（金）まで

(2) 申請に必要な書類

ア 申請書（要綱：様式第1号）

イ 調書（要綱：様式第2号）

ウ 誓約書（要綱：様式第3号）

※「千葉ブランド水産物認定要綱」に従い申請してください。

※様式は県水産県水産課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/brand/nintei-shinsei.html>

※申請書の書き方については相談窓口にお問い合わせください。

(3) 相談窓口・申請書提出先

新規申請者は、必ず以下の相談窓口にご連絡ください。

<地域窓口>

・銚子水産事務所	改良普及課	TEL 0479-22-8397
・館山水産事務所	改良普及課	TEL 0470-22-5761
・勝浦水産事務所	改良普及課	TEL 0470-73-0108

<水産加工品についての技術相談等>

・水産総合研究センター流通加工研究室（千倉）	TEL 0470-43-1234
（銚子分室）	TEL 0479-24-9796

<総合窓口>

・農林水産部水産局水産課 流通加工班	TEL 043-223-3045
--------------------	------------------

※全県を対象に認定全般について相談を受けます。

※富津市（天羽、大佐和地区を除く）以北の方は、総合窓口の水産課流通加工班に相談及び申請をしてください。